

# 令和6年度山形県公共調達評議委員会 審議概要

- 1 開催日時： 令和7年2月10日（月）10:00～11:30
- 2 会 場： 県庁1001会議室
- 3 出席者： 委 員 五十嵐委員長、蘆立委員、安彦委員、大風委員、太田委員、海藤委員、加藤委員、清政委員  
※蘆立委員、清政委員はリモートにより出席  
県・事務局 小林県土整備部長、山田会計管理者など14名
- 4 議事 (1) 建設工事関連  
① 令和7年度の入札制度改善の取組み  
② 引き続き検討を進める事項  
(2) 物品・役務関連  
「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組み

## 5 審議経過

### (1) 建設工事関連

#### ① 令和7年度の入札制度改善の取組み【資料1、2】

委員	1番目の『ワーク・ライフ・バランス』『女性活躍』等の評価項目の追加」において、「やまがたスマイル企業」の評価加点について、認定は通常のスマイル企業、ゴールドスマイル、ダイヤモンドスマイルと段階がある。取得のハードルが違うと思われるが、全てのランクで同一加点対象とするのは、どのような考え方か。
県	すでに認定を受けている企業が、建設業で113社。建設工事の競争入札参加資格者名簿への登載が全体で1,100社程度であることから、1割程度が認定を受けている。まずは新たに評価対象に導入する段階であることから、全てのランクで加点対象とさせていただき、ゴールドやダイヤモンドの認定状況を見ながら、今後とも検討させていただきたい。
委員	建設業界は人材不足で、若手・女性の入職がなかなか進まない状況である。建設業において約1,100社のうち、「やまがたスマイル企業」の認定を113社が受けているが、今後も進めていくことが非常に重要と考えている。さらにPRを行って、今後は入札参加資格のC等級くらいの格付けまでの会社が認定を受ければ、業界の活性化に繋がるものと思っている。 ダイヤモンドスマイルの認定を受けている建設業協会会員も多数いる。全てのランクで同一の加点がなされるということだが、頑張っって高いランクで認定を受けている企業と、そうでない企業が、同じ加点となってしまう。頑張っって高いランクを取得するには、お金も時間も必要となるから、「やまがたスマイル企業」の浸透を図

	<p>り、意識付けていくことは重要かと思うが、あまり不公平にならないように、出来るだけ早く加点対象をゴールド、ダイヤモンドに移行するような方向性でお願いしたい。</p> <p>あと一つ、「知事顕彰の評価期間の延長」について。評価対象期間を2年から3年に延長すると、評価対象となる企業数が増えるという面では良いことではある。</p> <p>一方で、建設業界にとっては、知事顕彰は重く、大変名誉のある表彰なので、その重要性を大事にしていきたいと思っている。3年に延長した際の加点企業数が29社と、急激な増加とまでは言えないが、更に評価期間を延長する場合、いきなり5年にするのではなく、徐々に延長するなど、スムーズな移行をお願い出来ればと考えている。</p>
委員長	<p>ご意見とご要望ということだが、ほかの委員で、ご意見はあるか。</p>
委員	<p>「共同設計方式におけるJV構成企業数の変更」は、測量設計業協会から要望した内容である。</p> <p>県内の業界団体企業は、ほとんどが中小企業で、JV（共同設計方式）を通じて、大手企業から技術力、提案力といった様々なものを社員に吸収させるいい機会と考えている。JVの構成員数が増加すれば、県内企業の技術力発展に更に寄与するものと期待している。</p> <p>また、「一抜け方式」の試行導入について、技術力とは関連性が低く、単価契約で実施されている技術補助業務に限って、導入していただくことは、無理のない業務の進行に繋がると思われるので、是非とも活用のほどよろしくお願いしたい。</p>
委員長	<p>JVと「一抜け方式」についてのご意見だが、先ほどの委員のご発言とも絡めて、もし事務局の方でお話しすることがあればお願いします。</p>
県	<p>ワークライフバランスについては、令和7年度から導入を予定しているので、まずは裾野を広げるところから始めたいと考えている。「やまがたスマイル企業」への加点については、国のえるぼしやくるみんと違って、少しハードルが低いところがある。スマイル企業については、最短で1カ月ほど認定取得が可能となっており、なるべく早く周知させていただき、今年7月の制度改定までの間に、裾野を広げていきたいと考えている。</p> <p>知事顕彰については、近隣他県等の状況を踏まえながら、5年を目安に延長と検討したところだが、どのような影響が出るかについては、想像がつかない部分もある。まずは3年に延長させていただきながら、状況の分析をしっかりと行い、次の段階に進むのか、伸ばすこと以外の違う方法を考えるべきなのかというところは検討させていただく。</p>

県	<p>「一抜け方式」に関して、発注業務を行う総合支庁に確認したところ、年度末などは、多数の案件を短期間に発注しなければならない。一方で、受注企業にとって履行能力を超えた過度な受注とならないよう、これまでは開札日を細かく分散して発注するなど、発注者側にも負担がかかる点があったところ。「一抜け方式」が導入されれば、細かく分けていた日程を集約することができるようになるため、総合支庁の職員の働き方改革にも寄与するものと考えている。</p>
委員長	<p>ほかにご質問はあるか。</p>
委員	<p>「知事顕彰の評価期間の延長」について。</p> <p>他県で5年や10年といった長い期間を評価対象としているようだが、全て同じ配点なのか。5年以内であれば1点、5～10年以内であれば0.5点といったように、何年前の顕彰歴なのかで点数を区別している例はあるか。</p>
県	<p>他県の例を見ると、期間によって点数を変えているといった区別は確認できていない。全て一律の加点で対応している模様。</p>
委員長	<p>他にご意見・ご質問は。</p>
委員	<p>「一抜け方式」について、同じ日に複数の案件の開札を行うことと、意図せず自社の履行能力を超えた受注となり、品質が落ちる場合があるとの説明であった。入札公告時に、技術者の配置条件を定めているはず。仮に技術者を確保出来なくなった場合でも、落札決定後の辞退を認めていないとなれば、そもそも、受注業者は、技術者を配置できず、契約を履行できないのではないか。</p> <p>実際に辞退が発生しているのか。</p> <p>また、品質の低下が認められたのか。</p>
県	<p>「一抜け方式」の導入を想定している技術補助業務については、専任の技術者の配置を求めない業務である。そういった業務では、案件ごとの技術者の配置が不要なため、同一日に開札される複数案件に関して、入札に参加する企業が見受けられる。</p> <p>実際に、品質の低下が発生したかについては、キャパをオーバーした受注者のレスポンスが悪くなり、要請から若干遅れるような例を実際に体験したこともある。</p>
委員長	<p>他にご意見・ご質問はあるか。</p> <p>なければ、来年度の入札契約制度の改善策については、事務局提案の内容で委員会では了解したとさせていただく。微修正については、委員長に一任していただくということによろしいか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

## (1) 建設工事関連

### ② 引き続き検討を進める事項【資料3】

委員	<p>「(3) 総合評定における成績評定の評価基準(5区分)の見直し」について、昨年度も議論した際は、点数の引き上げは難しい旨の委員からのご意見があり、継続して検討する事項となったかと思う。</p> <p>グラフを見ても明らかなように、受注件数が多いと平均点が下がるといった傾向が見られるので、引き続き、受注件数も考慮した上で評価基準へ反映できるように、十分にご検討をお願いしたい。</p>
県	<p>土木一式工事について、受注件数と平均点数の関係について検証してみたが、受注件数が少ない企業は、平均点のばらつきが大きく、受注件数の増加にともなって、徐々に平均点に集約されていく傾向が見受けられた。受注件数の多い企業が、平均点を0.5点や1.0点引き上げるためには、かなりの努力が必要となってしまう。</p> <p>このような状況で、評価方法をどのように設定するかについては、今年度は結論までは出せなかったため、納得感の得やすい評価方法を探っていきたいと考えている。</p>

## (2) 物品・役務関連

### 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組み【資料4】

委員	<p>「印刷物の製造請負」に関する件で、最低制限価格の設定率について予定価格の70%から72%に引上げるることについては、印刷工業組合の要望や物価上昇の状況にご理解いただいていることかと思う。</p> <p>資料にはない話題であるが、印刷物の製造請負については、予定価格30万円以上の案件には最低制限価格が導入され、30万円未満の案件にはオープンカウンター方式が採用されているが、オープンカウンター方式※について県の認識をお聞きしたい。</p> <p>※オープンカウンター方式：不特定多数にホームページ上で仕様を公開し、見積をとる形</p>
委員長	<p>設定率を72%に引上げることについては了解したということである。</p> <p>オープンカウンター方式について、県の認識を伺いたいとのことだが、いかがか。</p>
県	<p>オープンカウンター方式はシステム上で入札されるもので、入札者が参集することなく、入札の手続きに則して実施されるものであり、業務の効率化にも資するものであるとの認識である。</p>
委員	<p>オープンカウンター方式を採用している30万円未満の案件は、少額で随意契約ができる範囲のものである。それをオープンカウンター方式で実施すると、あらゆる人が参加でき、最低制限価格の設定もない中では、ほとんど一般競争入札に近い状態であると感じて</p>

	<p>いる。</p> <p>昨年の印刷物の落札案件の中でも、封筒など、4万3千円程度の予定価格の案件が1万1千円、2万9千円程度の予定価格の案件が9千630円といった、25%から30%程度で落札されるようなケースも見られた。これは著しく落札率が低い状態であると認識している。今後国の下請業法が地方公共団体にも適用される見込みであり、あまりにも低い金額で落札した場合、地方公共団体の名前も公表されるような話も聞いているので、全国の印刷工業組合でも、過度に低い価格で落札された場合には、今後地方公共団体に聞き取りをしようという流れになっている。オープンカウンター方式を採用し続けた場合、こういった低価格で落札する案件が増えてくると思うので、ぜひその辺りの改善も図っていただければと思う。</p> <p>もう1点。プロポーザル方式で業務を委託する案件で、業務内容の中に印刷物の作成が入っていたが、業務を落札した業者は印刷物の作成を営業種目としていないというケースも見受けられる。こういうケースの場合は、分離発注もしっかり行っていただきたい。</p>
委員長	<p>かなり極端な低入札の事例も見られるとのことだが、このことに対する県の対応は。</p>
県	<p>まず印刷物の品質確保が重要になってくるものについて、会議や研修等、特定の日程に合わせて発注されるような印刷物は、成果品に不具合があった場合業務に支障が生じるため、こうしたケースで使用される印刷物の発注は一定の金額を超えるものが多く、現在はその目安を予定価格30万円以上としている。30万円未満の案件の話であるが、全体として見たとき、平均落札率の状況は、過度に低い状況ではないと認識している。個別の事案について様々あるかと思うが、その件については別途ご意見いただければと思う。</p> <p>分離発注については、印刷物の発注についてであれば承ったということでご了承いただきたい。</p>
委員	<p>議事(1)の際、「働き方改革の促進」として、「やまがたスマイル企業」の認定についての説明があった。この制度の導入の趣旨として若手や女性の働きやすい環境整備ということがあり、建設工事関連だけでなく物品・業務委託の分野でも配慮されるべきことであると考えるが、県ではこの取組みについてどう考えるか。</p>
県	<p>建設工事以外の業務委託の総合評価一般競争入札においても、「やまがたスマイル企業」に関し、評価・加点の対象にすることとしている。経過を申し上げると、平成27年2月の公共調達評議委員会でご説明した後、平成27年4月1日から試行実施を行い、令和3年4月1日から本格実施を行っている。平成27年度の試行当初から「県の施策への貢献」という観点から、「ワークライフバランス・</p>

	<p>男女共同参画」の取組みを評価する基準を設定していた。具体的に申し上げますと、「やまがたスマイル企業」の前身に「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」という認定制度があり、その制度の上位2区分に認定されている場合加点していた。「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」が令和4年度に一旦廃止になり、後継として「やまがたスマイル企業」ができた経過がある。建設工事以外の業務委託については、元々評価基準として設けており、それが制度改正で一時的になくなっていたが、後継制度として「やまがたスマイル企業」の創設を受け、以前と同様に上位2区分に加点という形で復活させた。なお、この基準の復活については、県の各部局と総合支庁がメンバーとなっている会議で協議し、周知も行っている。</p>
--	--

### (3) その他

委員長	<p>議事「その他」だが、昨年7月の大雨災害において、実際に被災された地域で、技術者としてお勤めの委員がおられる。被災直後の対応や災害復旧に向かっている現状について、実際に従事されているお立場から、少しお話しを伺ってもよろしいか。</p>
委員	<p>はじめに、令和6年7月豪雨において亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。また国土交通省・県等の担当者の方々、および被災箇所早期応急復旧に際しまして昼夜にわたり作業された作業員の方々には本当に敬意を表したい。</p> <p>さて、令和6年7月の豪雨災害では、現在担当している現場でも、朝から非常に強い雨が降っていた。その現場は、地すべり対策工事であったが、当日は、朝の時点で作業を中止し、作業員、資機材等を安全な場所まで退避させて、私自身と現場技術員は現場事務所で待機していた。</p> <p>会社からは、豪雨に際して、事前に締結している災害協定に基づき、点検パトロールの実施要請があるかもしれないので、職員は待機もしくは連絡がすぐ取れる状態だという指示があった。</p> <p>実際に点検要請があり、道路や河川について、災害協定に基づく点検パトロールを実施し、被害状況の報告を行った。</p> <p>担当していた工事箇所の応急対応については、7/29に雨が落ち着いたため、まずは土砂撤去等から開始した。</p> <p>今後は、災害復旧工事の発注が多くなることを見込まれているため、会社として現場を担当する配置技術者等について準備を進めているところ。</p> <p>現在は、配置技術者について、施工箇所が10キロ圏内等の要件を満たせば、兼務が認められる規程もあるため、そのようなケースに該当する場合は、二つの現場を技術者一人で担当することになる</p>

	<p>と思う。</p> <p>今回のような大規模災害がひとたび発生すれば、いち早く現場に駆けつけ、被災状況の把握から復旧作業に当たるのは、建設業者であることから、その役割の重要性を再認識するとともに、今後関わるであろう災害復旧工事についても、真摯に取り組んでまいりたい。</p>
委員長	<p>今のご報告について、委員の皆様からご質問等はあるか。</p> <p>いつ何が起こるか予測がつかない状況となっており、我々も自分の命は自分で守らなければいけない。災害を拡大させないため、迅速な対応が一番と感じている。</p> <p>ほかにご意見も無いようですので、本日の審議を終了します。</p>

(終了 11 : 30)